

# 診療記録開示に関する規定

大分健生病院

本規定は、診療記録開示にあたり制定するものです。

## 開示の目的

### 第1条

- 1、私たちは、患者の「知る権利」、「自己決定権」を保障する立場から診療記録開示を行います。
- 2、私たちは、患者自らが自分の情報を知ることにより、主体的に治療に参加できるように援助します。
- 3、私たちは、患者と情報を共有することによって、「共同の営み」の医療を目指します。

## 診療記録開示の定義

### 第2条

- 1、患者は、自分の病状や医療内容について、主治医または主治医に代わる者から説明を受けることができます。その際、医療従事者は患者に対し、わかりやすく説明を行います。
- 2、患者本人は、診療記録を複写(コピー)することができます。

## 開示する範囲

### 第3条

- 1、開示する診療記録は病状、医療行為の内容とします。
- 2、開示の範囲は、当院の入院歴・外来通院歴があり、診療記録が保存されている患者を対象とします。
- 3、他院からの情報提供書、他院からのフィルムや検査結果などのデータは、対象外とします。

## 開示する対象

### 第4条

- 1、患者本人。
- 2、患者本人が未成年者の場合は、「親権者(原則として両親)」とします。
- 3、法定代理人。
- 4、患者本人の遺族および患者本人が同意する者。ただし、本人の利益を保護するため、開示しない場合もあります。

## 診療記録開示の手続き

### 第5条

- 1、開示申請は大分健生病院 院長に対し行います。
- 2、大分健生病院診療記録開示に関する運用規定に基づいて行います。

## 開示の費用

### 第6条

- 1、診療記録の開示申請にかかわる手数料は、1件につき3,000円とします。ただし、診療記録の閲覧のみを行う場合は、この限りではありません。
- 2、診療記録を紙媒体で複写する場合の費用は、白黒片面1枚につき20円とします。
- 3、診療記録(診療画像を除く)を電子媒体に複写する場合の費用は、1枚につき3,000円とします。
- 4、CT・レントゲン等の診療画像を電子媒体に複写する場合の費用は、1枚につき3,000円とします。
- 5、医師による説明を行う場合の費用は、1時間まで5,000円とし、以後1時間ごとに5,000円を加算します。
- 6、配送または郵送により診療記録の複写を交付する場合の送料は、申請者の負担とします。
- 7、前各項に定める費用には、別途消費税を加算します。

## 規定の改定と廃止

### 第7条

- 1、本規定の改廃は、大分健生病院 管理部会議の承認が必要です。

## 規定の公表及び管理

### 第8条

- 1、本規定は、病院の公式ホームページに掲載し、常時閲覧可能な状態で公表します。掲載及び更新は所管部署が行うものとします。

2016年5月18日制定

2020年3月5日改定

2026年5月7日改定